

外国株券等に関する手数料及びその料率

平成 20 年 9 月 29 日現在

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。
この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1) 外国株券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
預託手数料	預託を行った外国株券等参加者	1 件につき 2,000 円
振替手数料	渡方及び受方となった外国株券等参加者	1 件につき 180 円
交付手数料	交付を受けた外国株券等参加者	1 件につき 2,000 円
保管手数料	口座残高を有する外国株券等参加者	a . 売買単位が 1 株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 100/365 円 ただし、機構が別の基準により指定する銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 70/365 円 b . 売買単位が 10 株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 45/365 円 ただし、機構が別の基準により指定する銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 3/365 円 (100 万株を超える分については 1 株につき 1/365 円) c . 売買単位が 50 株、100 株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 3/365 円 (100 万株を超える分については 1 株につき 1/365 円) ただし、売買単位が 100 株の銘柄のうち機構が別の基準により指定する銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 2/365 円 (100 万株を超える分については 1 株につき 1/365 円) d . 売買単位が 500 株、1,000 株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 0.3/365 円 (1,000 万株を超える分については 1 株につき 0.1/365 円) ただし、売買単位が 1,000 株の銘柄のうち機構が別の基準により指定する銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 0.1/365 円 e . 売買単位が 10,000 株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 0.03/365 円

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
		(1 億株を超える分については 1 株につき 0.01/365 円) ただし、機構が別の基準により指定する銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 株につき 0.01/365 円

(注) 機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合は、これを外国株券等参加者に請求することができるものとする。

(2) 外国新株予約権証券、外国投資証券、外国カバードワラント及び外国株預託証券
(1) を準用する。

(3) 外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
預託手数料	預託を行った外国株券等参加者	1 件につき 2,000 円
振替手数料	渡方及び受方となった外国株券等参加者	1 件につき 180 円
交 hands 手数料	交付を受けた外国株券等参加者	1 件につき 2,000 円
保管手数料	口座残高を有する外国株券等参加者	売買単位にかかわらず、 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1 口につき 3/365 円 (100 万口を超える分については 1 口につき 1/365 円)

(注) 機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合は、これを外国株券等参加者に請求することができるものとする。

附則 (平成 20 年 9 月 29 日通知)

この改正規定は、平成 20 年 9 月 29 日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日以降の手数料額の計算について適用する。

外国株券等の保管手数料に係る「機構が別の基準により指定する銘柄」の指定基準について

外国株券等に関する手数料及びその料率における徴収料率欄の「機構が別の基準により指定する銘柄」(以下「指定銘柄」という。)の指定基準は、次のとおりとする。

1. 新規上場銘柄等(国内の主たる金融商品取引所に上場する銘柄及び上場後1年を経過しない銘柄)の場合
上場申請日の2週間以内の日から遡って1年間の各月末の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)において、終値の平均を上場申請日における為替相場(注1)により円換算した価格が、その売買単位ごとに下表に掲げる価格に該当する場合に、指定銘柄とする。
ただし、主たる外国金融商品市場における金融商品取引所において終値がない外国株券等については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた外国株券等の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して機構がその都度定める価格に基づくものとする。
2. 国内の金融商品取引所に上場後1年を経過した銘柄の場合
上場から1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降、毎年4月及び10月に指定銘柄に該当するかどうかを判断する。
4月の見直し時においては3月末、10月の見直し時においては9月末から遡って1年間の各月末の最終値段(注2)を平均した価格が、その売買単位ごとに下表に掲げる価格に該当する場合に、指定銘柄とする。
ただし、国内の金融商品取引所において売買単位が変更となる銘柄については、当該変更時において、変更の直前の月末から遡って1年間の各月末の最終値段(注2)を平均した価格が下表に掲げる価格に該当する場合に、指定銘柄とする。

【表:「機構が別の基準により指定する銘柄」に該当する売買単位と価格レンジ】

売買単位	指定銘柄となる価格
a. 1株	200,000円未満
b. 10株	50,000円未満
c. 100株	2,000円未満
d. 1,000株	100円未満
e. 10,000株	10円未満

(注1) 為替相場: 該当日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客電信買相場との中値(これによることが適当でない場合と機構が認めた場合は、機構がその都度指定する外国為替相場)。

(注2) 最終値段：最終気配値段を含むものとし、その日に最終値段又は最終気配値段がない場合には直前の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所の終値を、4月見直しの場合は3月末、10月見直しの場合は9月末、売買単位の変更に伴う判定の場合は当該変更の直前の月末の為替相場により円換算した価格とする。

以 上